

設計図書質疑応答書

1. 告示等 令和6年8月27日 石岡市告示第788号

2. 件名 戸籍総合システム機器等賃貸借【債務負担行為】

	質問事項	回答
1	①今回調達する機器は期間満了後は無償譲渡ではなく、リース会社が物件の固定資産税を納税することでよいですか。	①お見込みのとおり。
2	②リース物件には動産総合保険を付保する必要がありますか。また、OSソフト等ハードウェア以外にも付保する必要がありますか。新価保険特約の条件は定価ではなく、売買価格でよろしいでしょうか。	②賃貸借期間中は賃貸人が選定した保険会社との間で新価特約付動産総合保険を締結して下さい。
3	③入札金額は賃貸借期間の総額税抜でよろしいでしょうか。	③お見込みのとおり。
4	④今回の入札に保守は含めず、別途市と売主で保守契約を締結することでよいですか。	④お見込みのとおり。
5	⑤リース終了時の撤去費用を含むとありますが、リース会社は金融会社になるため、機器撤去は運送会社に委託することになります。再委託をお認め下さい。	⑤承知いたしました。
6	⑥機器撤去は市か売主によって離線作業済みで1か所に集約いただいた機器を対象とすることでよいですか。機器撤去に使用しているのは通常の運送会社になりますので、解体作業や配線工事など特殊なことは対応出来ません。	⑥お見込みのとおり。

7	<p>⑦リース終了時の返却の際にデータ消去が必要な場合、売主である富士フィルムシステムサービス社が実施することでよいですか。</p>	<p>⑦お見込みのとおり。簡易消去を行います。</p>
8	<p>⑧データ消去をリース会社が行う必要がある場合、以下の点についてご回答願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ消去は現地で行う必要がありますか。通常はリース会社指定場所で機器回収後に行います。 ・データ消去方法は受注者の任意方式でよろしいですか。不可の場合、方法を具体的にお示してください。 ・データ消去を現地で行う場合、役所内1箇所で作業することでよいですか。また作業場所を確保してもらう必要があります。複数個所での作業の場合、それぞれ設置個所毎の台数をお示してください。 ・データ消去対象となる機器を機器明細の中からご指定下さい。またそれぞれ消去対象機器の設置場所住所と設置台数も教えて下さい。 ・データ消去の作業報告書や物理破壊後の写真は必要ですか。 ・データ消去の作業報告書が必要な場合、報告書の書式は受注者に任意書式でよろしいですか。不可の場合、必要は項目を具体的にお示してください。 ・データ消去をリース会社が行う場合、リース会社は金融会社になりますので専門業者に委託することになります。再委託をお認め下さい。 	<p>⑧データの消去は売主が行います。</p>
9	<p>⑨契約時に使用する賃貸借契約書はリース会社書式を雛形とすることでよいですか。市書式の場合は事前に見本を頂けませんでしょうか。</p>	<p>⑨不足事項がある場合は、市の様式を追加していただく場合があります。(暴力団排除に関する特約条項、個人情報保護類型等)</p>
10	<p>⑩コロナや半導体不足により賃貸借開始までに機器を納品出来ない可能性もゼロではありません。本件は市によって売主指定の入札となるため、機器構成の変更や賃貸借開始日の変更となる場合は市と売主で調整することでよいですか。</p>	<p>⑩お見込みのとおり。</p>
11	<p>⑪本件は入札保証金について、免除であるという認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>⑪本案件の告示にて免除となっております。</p>